

平成23年9月30日

徳島大学教職員労働組合

中央執行委員長 葭森健介 殿

国立大学法人徳島大学長

香川 征

総務・財務担当理事（副学長）の兼業に関する報告について

先般、ご請求のありました総務・財務担当理事（副学長）の兼業に関して、次のとおり報告します。

今回の兼業の許可にあたっては、他大学への兼業による社会貢献や、私学における教育等の実情を役員目で見ることによる本学へのフィードバック等、本学の今後の大学運営にとっては、むしろ有益であると判断して許可いたしました。

なお、許可にあたっては、総務・財務担当理事が、文部科学省の人事課に本兼業について照会を行い、「営利を目的とした団体の役員ではなく、非営利団体の役員であれば法律には抵触しない」との回答を得ており、更に後日、総務・財務担当理事と人事課長が文部科学省の人事課と国立大学法人支援課に同様の確認を行い、適法であるとの回答を得ております。

しかしながら、社会への説明責任・信頼性を考慮し、役員業務内容を明確にするため、9月13日開催の部局長会議の結果を踏まえ、今後は、役員に関する全ての兼業を役員会に報告することを予定しております。

さらに、本件のような、役員による学校法人の理事への兼業や、医療法人、社会福祉法人等の役員（理事長等を除く。）への兼業については、「兼業審査委員会（仮称）」あるいは役員会において審査、判断できるしくみを検討しており、これらにより、役員兼業の『見える化』を進めることとしております。

なお、職員兼業については、法人化以降、国立大学が社会のために果たす役割の増加等を考慮して、部局長会議の意見を考慮の上、職員兼業規則第32条第2項及び第33条第2項による兼業の一律制限を見直し、学校法人、医療法人、社会福祉法人等の役員（理事長等を除く。）については、「兼業審査委員会（仮称）」で審査して許可の判断ができるよう、規則改正を行う方向で検討しております。

本学としては、今後も高い倫理性を保ち、公正な大学運営に努めてまいりますので、ご理解くださるようお願いするとともに、今後とも、本学の発展にご協力を賜りますよう、併せてお願いいたします。